

## 滋賀県社会福祉法人の行う事業の補助に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

国の制度改正により資金の貸付制度の抜本の見直しが行われることから、滋賀県社会福祉法人の行う事業の補助に関する条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

(1)資金の種類を「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」および「不動産担保型生活資金」に統合・再編します。(第2条関係)

(2)その他

ア この条例は、公布の日から施行します。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

滋賀県社会福祉法人の行う事業の補助に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(補助の対象)</p> <p>第2条 知事は、社会福祉法人に対し、その行う生活福祉資金貸付事業（低所得世帯、身体障害者世帯、知的障害者世帯、精神障害者世帯、高齢者世帯または失業者世帯に対し、次に掲げる資金を貸し付ける事業をいう。）その他社会福祉を目的とする調査、啓発等に関する事業に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付することができる。</p> <p><u>(1) 更生資金</u></p> <p><u>(2) 福祉資金</u></p> <p><u>(3) 修学資金</u></p> <p><u>(4) 療養・介護等資金</u></p> <p><u>(5) 災害援護資金</u></p> <p><u>(6) 長期生活支援資金</u></p> <p><u>(7) 要保護世帯向け長期生活支援資金</u></p> <p><u>(8) 緊急小口資金</u></p> <p><u>(9) 離職者支援資金</u></p> <p>2 前項各号に掲げる資金の基準については、規則で定める。</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(補助の対象)</p> <p>第2条 知事は、社会福祉法人に対し、その行う生活福祉資金貸付事業（低所得世帯、身体障害者世帯、知的障害者世帯、精神障害者世帯、高齢者世帯または失業者世帯に対し、次に掲げる資金を貸し付ける事業をいう。）その他社会福祉を目的とする調査、啓発等に関する事業に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付することができる。</p> <p><u>(1) 総合支援資金</u></p> <p><u>(2) 福祉資金</u></p> <p><u>(3) 教育支援資金</u></p> <p><u>(4) 不動産担保型生活資金</u></p> <p>2 前項各号に掲げる資金の基準については、規則で定める。</p> <p>第3条以下 省略</p>

## 滋賀県社会福祉法人の行う事業の補助に関する条例

昭和30年10月10日

滋賀県条例第51号

〔社会福祉法人の行う事業の補助に関する条例〕をここに公布する。

### 滋賀県社会福祉法人の行う事業の補助に関する条例

(昭32条例25・昭36条例27・平2条例38・改称)

#### (目的)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第58条第1項の規定に基づき、社会福祉法人の行う事業の助長とその促進を図るための補助金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(昭36条例27・平2条例38・平12条例109・一部改正)

#### (補助の対象)

第2条 知事は、社会福祉法人に対し、その行う生活福祉資金貸付事業(低所得世帯、身体障害者世帯、知的障害者世帯、精神障害者世帯、高齢者世帯または失業者世帯に対し、次に掲げる資金を貸し付ける事業をいう。)その他社会福祉を目的とする調査、啓発等に関する事業に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- (1) 総合支援資金
- (2) 福祉資金
- (3) 教育支援資金
- (4) 不動産担保型生活資金

2 前項各号に掲げる資金の基準については、規則で定める。

(昭36条例27・全改、昭37条例29・昭48条例14・平2条例38・平9条例46・平10条例30・平12条例108・平13条例68・平15条例30・平15条例60・平16条例35・平18条例59・平19条例41・一部改正)

#### (申請の手続)

第3条 社会福祉法人は、補助金の交付を受けようとするときは、申請書に規則で定める書類を添え、知事に提出しなければならない。

(昭36条例27・一部改正)

#### (使用の制限)

第4条 第2条の規定により補助金の交付を受けた社会福祉法人は、その補助金を補助の目的以外の用に使用してはならない。

(報告書の提出)

第5条 補助金の交付を受けた社会福祉法人は、毎事業年度終了後2月以内に、規則で定める報告書を知事に提出しなければならない。

(昭36条例27・一部改正)

(補助金の返還等)

第6条 知事は、補助金の交付を受けた社会福祉法人が補助金の使用について第4条の規定に違反したとき、または補助の条件に違反したときは、補助金の交付を取り消し、またはその全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

(委任規定)

第7条 この条例に定めるもののほか、補助の条件その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭36条例27・全改)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和35年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年6月1日から適用する。

付 則(昭和36年条例第27号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の滋賀県社会福祉法人の行う事業の補助に関する条例第2条の規定により補助の対象とされた世帯更生資金貸付事業または低所得者に対する医療費貸付事業は、この条例による改正後の滋賀県社会福祉法人の行なう事業の補助に関する条例第2条の規定により補助の対象とされる同条第1項各号の相当資金に係る世帯更生資金貸付事業とみなす。

付 則(昭和37年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

付 則(昭和48年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

付 則(平成2年条例第38号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成2年10月1日から適用する。
- 2 改正前の第2条第1項の規定により補助の対象とされた世帯更生資金貸付事業は、改正後の第2条第1項の規定により補助の対象とされる生活福祉資金貸付事業とみなす。

付 則(平成9年条例第46号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年条例第30号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成10年4月1日から適用する。
- 2 改正前の第2条第1項の規定により補助の対象とされた生活福祉資金貸付事業は、改正後の第2条第1項の規定により補助の対象とされる生活福祉資金貸付事業とみなす。

付 則(平成12年条例第108号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成12年4月1日から適用する。
- 2 改正前の第2条第1項の規定により補助の対象とされた生活福祉資金貸付事業は、改正後の第2条第1項の規定により補助の対象とされる生活福祉資金貸付事業とみなす。

付 則(平成12年条例第109号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年条例第68号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年条例第60号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第2条第1項の規定により補助の対象とされた生活福祉資金貸付事業は、改正後の第2条第1項の規定により補助の対象とされる生活福祉資金貸付事業とみなす。

付 則(平成16年条例第35号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正前の第2条第1項の規定により補助の対象とされた生活福祉資金貸付事業は、改正後の第2条第1項の規定により補助の対象とされる生活福祉資金貸付事業とみなす。

付 則(平成18年条例第59号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 改正前の第2条第1項の規定により補助の対象とされた生活福祉資金貸付事業は、改正後の第2条第1項の規定により補助の対象とされる生活福祉資金貸付事業とみなす。

付 則(平成19年条例第41号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第2条第1項の規定により補助の対象とされた生活福祉資金貸付事業は、改正後の第2条第1項の規定により補助の対象とされる生活福祉資金貸付事業とみなす。

付 則(平成21年条例第 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第2条第1項の規定により補助の対象とされた生活福祉資金貸付事業は、改正後の第2条第1項の規定により補助の対象とされる生活福祉資金貸付事業とみなす。